

「全国学力・学習状況調査の結果」にかかる情報公開請求の拒否決定に関する異議申し立てについて

全国学力・学習状況調査の結果にかかる情報公開請求の拒否決定に対し、藤沢市情報公開審査会からの答申を受け、本日審議した結果を踏まえ決定する。

2010年（平成22年）8月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提案理由

この議案を提出したのは、全国学力・学習状況調査の結果にかかる情報公開請求の拒否決定に対し、藤沢市情報公開審査会からの答申を受け、決定する必要があるため。

参 考

藤沢市情報公開条例

（情報公開審査会への諮問）

第18条 諾否決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第21条第1項の規定により設置された藤沢市情報公開審査会（次条において単に「藤沢市情報公開審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに対する決定で、諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部の公開を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取

り消し，又は変更し，当該不服申立てに係る行政文書の全部の公開を承諾することとするとき。ただし，当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。